

平成二十六年国土交通省令第十三号

総合特別区域法に基づく道路運送車両法の  
特例に関する省令

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十二条の二第二項、第六項、第七項第一号及び第二号、第十項、第十一項並びに第十二項において準用する道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第八十一条第一項第四号、第八十九条第一項、第九十四条の五第六項、第九十四条の六第一項第五号及び第九十四条の十の規定に基づき、並びに総合特別区域法を実施するため、この省令を制定する。

（自動車検査証の有効期間の伸長の申請）

第一条 総合特別区域法（以下「法」という。）

は、第一号様式による申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

前項の申請書を提出する場合には、法第二十条の二第二項において準用する道路運送車両法

第五十九条第三項の点検及び整備に関する記録

の提示として、当該自動車の点検整備記録簿を

提出しなければならない。

二 条款の二第一項の伸長の申請をする者

は、第一号様式による申請書を国土交通大臣に

提出しなければならない。

（自動車検査証の有効期間の伸長の申請）

第二条 総合特別区域法（以下「法」という。）

は、第一号様式による申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

前項の申請書を提出する場合には、法第二十

二条の二第二項の規定により添付しなければな

らないこととされる点検整備済証のほか、第三

条の指定書の写しを添付し、かつ、法第二十二

条の二第四項において準用する道路運送車両法

第五十九条第三項の点検及び整備に関する記録

の提示として、当該自動車の点検整備記録簿を

提出しなければならない。

（指定自家用貨物自動車の指定の申請）

第二条 法第二十二条の二第六項の規定により指

定の申請をする者は、自動車検査証の有効期間

の伸長を受けようとする自家用貨物自動車の自

動車検査証の有効期間の満了日の一ヶ月前から

当該満了の日までの間に、次に掲げる事項を記

載した申請書を認定地方公共団体（法第二十二

条の二第一項の認定を受けた指定地方公共団体

（法第八条第九項に規定する指定地方公共団体

をいう。）をいう。次条において同じ。）の長に

提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 自動車検査証の有効期間の伸長を受けよう

とする自家用貨物自動車の車台番号

三 その申請の日における自動車検査証の有効

期間の伸長を受けようとする自家用貨物自動

車の総走行距離

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付し

なければならない。

一 自動車検査証の有効期間の伸長を受けよう

とする自家用貨物自動車が法第二十二条の二

第七項第三号に掲げる要件に適合するもので

あることを証する書面

二 自動車検査証の有効期間の伸長を受けよう

とする自家用貨物自動車の自動車検査証の

写し

三 道路運送車両法第六十二条第二項（同法第六十三条第三項及び第六十七条第四項において準用する場合を含む。第四条第二項において同じ。）の規定による自動車検査証の返付を受けた直近の日が直近において行われた点

検（同法第四十八条の規定による点検をい

う。以下この項において同じ。）の直近において行われた点検の日（以下「前々回点検日」という。）より後の日である場合には、自動車検査証の有効期間の伸長を受けようとする自家用貨物自動車の点検整備記録

ようとする自家用貨物自動車の点検整備記録

簿の写し

（指定書）

第三条 認定地方公共団体は、法第二十二条の二

第七項の規定により指定自家用貨物自動車とし

ての指定をしたときは、次に掲げる事項を記載

した指定書を当該指定自家用貨物自動車の使用

者に交付するものとする。

一 指定書番号

二 指定自家用貨物自動車の使用者の氏名又は

名称及び住所

三 指定自家用貨物自動車の車台番号

（指定自家用貨物自動車の要件）

四 条法第二十二条の二第七項第一号の国土交

通省令で定める要件は、最大積載量が五トン未

満であることとする。

五 道路運送車両法第九十四条の二第二項に

おいて準用する同法第七十八条第二項の規

定により対象とする自動車の種類の指定そ

の他業務の範囲の限定を受けている者があつ

ては、その内容

及び認証番号並びに同法第七十八条第二項に

規定により対象とする自動車の種類の指定そ

の他業務の範囲の限定を受けている者があつ

ては、その内容

四 道路運送車両法第七十八条第一項の規定による認証を受けた自動車特定整備事業の種類及び認証番号並びに同法第七十八条第二項に規定により対象とする自動車の種類の指定そ

の他業務の範囲の限定を受けている者があつ

ては、その内容

及び認証番号並びに同法第七十八条第二項に

規定により対象とする自動車の種類の指定そ

の他業務の範囲の限定を受けている者があつ

ては、その内容

三 第十四条第一項の自動車点検員に選任しようとする者の氏名及びその者が第十四条第一項各号の一に該当する者であることを記載し、その同意書及び認証番号並びにその者の同意書

を記載するための必要な設備を使用しようとする場合にあつては、次に掲げる書面

六 当該設備の所在地を記載した書面

及びこれらの者の最近三ヶ月間における月

平均の車種別整備実績を記載した書面

五 優良自動車整備事業者の認定を受けている者（次号に掲げる者を除く。）にあつては、次に掲げる事項にあつては、次に掲げる事項

六 指定番号

七 その種類及び認定番号

八 平均の車種別整備実績を記載した書面

九 当該設備の使用に関する契約書の写し

十 当該設備に附置されている車両置場の位

置及び面積を記載した書面

十一 申請者が優良自動車整備事業者の認定又は指定期間の延長を受けている場合にあつては、次に掲げる書面

十二 申請者が指定自動車整備事業の指定を受けている場合にあつては、次に掲げる書面

十三 申請者が指定自動車整備事業の指定を受けている場合にあつては、次に掲げる書面

十四 申請者が指定自動車整備事業の指定を受けている場合にあつては、次に掲げる書面

十五 申請者が指定自動車整備事業の指定を受けている場合にあつては、次に掲げる書面

十六 申請者が指定自動車整備事業の指定を受けている場合にあつては、次に掲げる書面

十七 申請者が指定自動車整備事業の指定を受けている場合にあつては、次に掲げる書面

十八 申請者が指定自動車整備事業の指定を受けている場合にあつては、次に掲げる書面

十九 申請者が指定自動車整備事業の指定を受けている場合にあつては、次に掲げる書面

二十 申請者が指定自動車整備事業の指定を受けている場合にあつては、次に掲げる書面

二十一 申請者が指定自動車整備事業の指定を受けている場合にあつては、次に掲げる書面

二十二 申請者が指定自動車整備事業の指定を受けている場合にあつては、次に掲げる書面

二十三 申請者が指定自動車整備事業の指定を受けている場合にあつては、次に掲げる書面

二十四 申請者が指定自動車整備事業の指定を受けている場合にあつては、次に掲げる書面

二十五 申請者が指定自動車整備事業の指定を受けている場合にあつては、次に掲げる書面

二十六 申請者が指定自動車整備事業の指定を受けている場合にあつては、次に掲げる書面

二十七 申請者が指定自動車整備事業の指定を受けている場合にあつては、次に掲げる書面

二十八 申請者が指定自動車整備事業の指定を受けている場合にあつては、次に掲げる書面

二十九 申請者が指定自動車整備事業の指定を受けている場合にあつては、次に掲げる書面

三十 申請者が指定自動車整備事業の指定を受けている場合にあつては、次に掲げる書面

三十一 申請者が指定自動車整備事業の指定を受けている場合にあつては、次に掲げる書面

三十二 申請者が指定自動車整備事業の指定を受けている場合にあつては、次に掲げる書面

三十三 申請者が指定自動車整備事業の指定を受けている場合にあつては、次に掲げる書面

三十四 申請者が指定自動車整備事業の指定を受けている場合にあつては、次に掲げる書面

三十五 申請者が指定自動車整備事業の指定を受けている場合にあつては、次に掲げる書面

三十六 申請者が指定自動車整備事業の指定を受けている場合にあつては、次に掲げる書面

三十七 申請者が指定自動車整備事業の指定を受けている場合にあつては、次に掲げる書面

三十八 申請者が指定自動車整備事業の指定を受けている場合にあつては、次に掲げる書面

三十九 申請者が指定自動車整備事業の指定を受けている場合にあつては、次に掲げる書面

四十 申請者が指定自動車整備事業の指定を受けている場合にあつては、次に掲げる書面

四十一 申請者が指定自動車整備事業の指定を受けている場合にあつては、次に掲げる書面

四十二 申請者が指定自動車整備事業の指定を受けている場合にあつては、次に掲げる書面

四十三 申請者が指定自動車整備事業の指定を受けている場合にあつては、次に掲げる書面

四十四 申請者が指定自動車整備事業の指定を受けている場合にあつては、次に掲げる書面

四十五 申請者が指定自動車整備事業の指定を受けている場合にあつては、次に掲げる書面

四十六 申請者が指定自動車整備事業の指定を受けている場合にあつては、次に掲げる書面

四十七 申請者が指定自動車整備事業の指定を受けている場合にあつては、次に掲げる書面





第一号様式（伸長申請書）（第一条関係）

（日本規格規格 A4用紙）

第一号様式（伸長申請書）（第一条関係）

2 (施行期日)  
この省令は、令和六年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次条及び附則第四条の規定は令和五年四月一日から施行する。

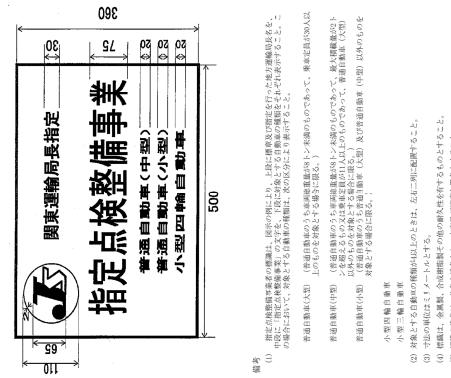
（総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令の一部改正に関する準備行為）  
第四条 総合特別区域法第二十二条の二（第十項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他）の行為は、施行日前においても、第三条の規定による改正後の総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令第七条第二項の規定の例により行うことができる。

2 総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令第九条第二号に掲げる事項に変更（検査用スキャンツールに係るものに限る。）が生じた場合の届出は、施行日前においても行うことができる。

2 (施行期日)  
この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。  
附則（令和三年一〇月一五日国土交通省令第六六号）抄

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

第二号様式（指定点検整備事業者の標識）（第十一条関係）



第二号様式（指定点検整備事業者の標識）（第十一条関係）

第三号様式（点検整備済証）（第十一号製版）

名	姓	年	月	日
右欄に記載する事項の氏名又は登録番号の名義所在地				
次の自動車の組合特別区域法第二十二条の第二十一条に規定する左欄及び整備を完了したこととを記明する。				
右欄及び整備を完了した年月日 年月日				
自動車登録番号	車台番号	年	月	日
社名	社名	年	月	日
社名又は名称	社名	年	月	日
車種	年	月	日	年
用途	年	月	日	年
登録期間	年	月	日	年

右欄に記載する事項の有効期間は、左欄及び整備を完了してから日数とする。

（日本工業規格規格 A4用紙）

第三号様式（点検整備済証）（第十一号製版）

第四号様式（指定点検整備記録簿）（第十二号製版）

右欄に記載する事項の氏名又は登録番号の名義所在地	年	月	日
右欄に記載する事項の有効期間は、左欄及び整備を完了してから日数とする。			
右欄に記載する事項の氏名又は登録番号の名義所在地	年	月	日
右欄に記載する事項の有効期間は、左欄及び整備を完了してから日数とする。			
右欄に記載する事項の氏名又は登録番号の名義所在地	年	月	日
右欄に記載する事項の有効期間は、左欄及び整備を完了してから日数とする。			

（日本工業規格規格 A4用紙）

第四号様式（指定点検整備記録簿）（第十二号製版）